



たてやま議会だより❖表紙写真 ～未来に残したい館山の風景～



募 集 要 項

1. 募集写真

年4回発行する「たてやま議会だより」の各号(6月・9月・12月・3月)の季節にあった四季折々の風景や祭り、地域行事など、館山市内で撮影された写真で、館山市を紹介できる作品(原則、縦位置写真)を随時募集します。

2. 応募資格

館山市在住、在勤または在学の方

3. 選考方法

- ❖ 議会報編集委員会で審査を行い、選出します。
- ❖ 応募作品は、応募から概ね1年間は選考対象とし、採用の結果は追ってご連絡します。
- ❖ 応募がない場合や採用写真がない場合は、編集委員会で撮影した写真を使用します。

4. 応募方法

作品に、撮影者の住所、氏名、電話番号、撮影場所・撮影年月日、作品名とその説明を添えて、画像データを直接、郵送、または電子メールで館山市議会事務局へお送りください。プリント提出は不可とします。

- ❖ 郵送の場合は、応募写真をCDまたはDVDなどに保存して郵送してください。
- ❖ 電子メールの場合は、受信の都合上、1～3MBでお願いします。
- ❖ 応募データ、CD、DVD等の返却は原則行いません。

5. 応募・送付先

〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1
館山市議会事務局(電話:0470-22-3527)
電子メール:gikai.j@city.tateyama.chiba.jp

❖ ❖ ❖ 注意事項 ❖ ❖ ❖

- ❖ 被写体が人物または個人の所有物である場合は、応募に関して必ず被写体本人(未成年者の場合は保護者)、または所有者の承諾を得てください。
- ❖ 応募作品に関する著作権、肖像権等に関する責任はすべて応募者に帰属し、館山市議会では一切負わないものとします。
- ❖ 応募に関する費用は、応募者の負担とします。記念品等はありません。
- ❖ 応募作品は、表紙の使用以外の目的での使用はしません。
- ❖ 応募作品は、館山市議会が無償で使用することに許諾されたものとします。
- ❖ 採用された写真の著作権は、撮影者本人に帰属しますが、発行から1年は、他媒体での発表をお控えください。
- ❖ 採用された作品には、撮影場所・撮影者の氏名を掲載し、必要によりトリミング処理などを行うことがあります。
- ❖ たてやま議会だよりは、印刷物のほか、館山市議会HPでも閲覧できます。